

令和7年度農泊地域プロモーション事業業務仕様書

1 委託事業名

令和7年度農泊地域プロモーション事業委託業務

2 業務の概要

愛知県では、農山漁村の魅力ある資源の発掘とPRを進めるとともに農泊や日帰り型によるグリーンツーリズムを推進し、県内各地域が自主的に行う農泊の取組に対し情報提供等で支援してきた。

農泊地域の戦略的なプロモーションの実施により、農村地域への滞在及び農林漁業体験の機会を創出することで、地域の魅力を知ってもらい、交流人口創出を図る必要がある。

農村地域への交流人口を創出するため、本年度、農泊実施関係者で構成される「愛知県農泊推進ネットワーク会議」を設立した。今後、県内における農泊の認知度を高めるため、県内農泊地域を周遊するモニターツアーとインフルエンサーによる農泊地域の情報発信を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務の内容

（1）県内農泊地域モニターツアー

県内農泊地域（別紙）を周遊し愛知県内の農泊地域の魅力が体験できるモニターツアーを実施し、参加者の評価や意見を集約する。

ア モニターツアーの実施内容

- ・農泊地域を2か所以上周遊し、宿泊及び農林漁業体験、農林漁業関連施設見学等ができるツアーを1回以上実施すること。
- ・モニターツアーの企画にあたっては、農泊地域実施団体と調整すること。
- ・モニターツアーの立ち寄り箇所にあたっては、通常の観光コースとならないよう留意すること。
- ・モニターツアー参加者数は、10人以上とする。
- ・参加者から食費の実費相当と認められる必要最低限の料金を徴収すること。
- ・旅行業法に基づき実施すること。

イ モニターツアーの周知及び参加者募集

参加者の募集に関して、下記に留意して実施する。

- ・モニターツアー実施の周知を効果的に実施する。
- ・参加者は、愛知県内に在住していることとする。

ウ アンケートの実施及び集計・結果分析

モニターツアー参加者にアンケート調査を実施し、評価や意見を集約のうえ、愛知県内における農泊事業の推進についての課題や改善点等を分析する。

(2) インフルエンサーによる農泊地域の情報発信

インフルエンサーによる農泊体験の情報発信を実施する。

ア 委託業務におけるインフルエンサーの条件

- ・愛知県の農泊地域の魅力を写真や動画によってPRし、視聴者に対し訴求力を発揮できること。
- ・情報発信は、インフルエンサーのアカウントで行うこととし、下記ターゲットに向けて訴求力のあるPRが行えること。

【ターゲット】

国内に在住し、自身又は家族に農泊地域での農林漁業体験等をしたいと考える20代から60代までの男女

イ 訪問の費用

インフルエンサーの旅費、宿泊料および体験料の一切の費用は委託料の中から支払うものとする。

ウ 情報発信の内容

- ・愛知県内の農泊地域を1か所以上訪れ、その地での宿泊及び農林漁業体験、農林漁業関連施設見学等の魅力を伝える写真、動画を撮影しSNS等で発信すること。
- ・体験プログラムについては、農林漁業体験を含めることとし、実施に当たっては農泊地域実施団体と調整すること。

エ 情報発信の条件

- ・情報発信の際、訪れた施設等のアクセス方法、営業日時、問合せ先等の情報を載せること。

オ データの確認・分析

- ・本事業で得られたアクセス数やアクセス数が多くあったコンテンツ内容等の視聴者のデータの集積・分析すること。

5 実績報告書の提出

委託業務終了後、委託業務完了報告書（実績報告書）を契約期間内に提出すること。

(1) 提出部数等

ア 委託業務完了報告書（実績報告書）（成果物を含む）（A4縦版、横書き）
2部

イ アの電子データ（電子メール添付又はCD-R等の記憶媒体で提出）一式

(2) 提出先

愛知県農業水産局農政部農業振興課 農村対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

E-mail : nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

6 その他

- (1) 受託者は、受託業務の実施に当たり、県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行う。
- (4) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (5) 県職員は、随時、委託事業の実施に立ち会うことができるものとする。
- (6) 採用された企画の著作権は、県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 委託業務完了報告書、請求書については県が別途用意する様式を使用すること。

別紙

県内農泊地域

地域	取組団体
豊田市	とよたグリーンツーリズム推進協議会
西尾市	西尾南部ベイエリア協議会
南知多町	南知多農泊推進協議会
豊田市	I N A B U コンベンションビューロー
常滑市	とこなめ農泊観光推進協議会
岡崎市	岡崎市ぬかたブランド協議会
田原市	田原市農泊推進協議会